

随意契約理由書

件名	豊中市定額減税補足給付金給付事業（不足額給付）総合業務
契約の相手方	株式会社 広濟堂ネクスト
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約理由	<p>本給付事業（不足額給付）は、令和 6 年度の当初定額減税補足給付金（調整給付）の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税）を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあること等が判明した場合に追加で当該納税者に給付するものです。</p> <p>本給付事業の実施にあたっては、当初調整給付の給付実績も確認し、対象者への給付漏れや給付誤りが無いように留意する必要があるため、緊密に関係しています。</p> <p>上記を踏まえた市民への円滑・適切な給付金事業を実施することが可能な業者は、令和 6 年度の当初定額減税補足給付金給付事業を適切に遂行し、本市の給付金業務で実績のある株式会社広濟堂ネクストのみであるため、当該事業者と随意契約するものです。</p>
備考	